

《富士山マイカー規制（富士宮口、須走口） 確認証の交付対象となる障害等級》

○ 以下ア～オに掲げる者が使用中の車両について、確認証の交付対象とする。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1（下記参照）の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害の級別を有するもの

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療受給者証の交付を受けている者の監護を現に受けている者(児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成 26 年厚生労働省告示第 475 号)第 14 表中の色素性乾皮症に限る。)

ウ 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について(昭和 48 年 9 月 27 日付け児発第 725 号)第 3 の 1 (1) に定める重度の障害を有するもの

エ 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1（下記参照）の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの

別表第 1（静岡県道路交通法施行細則から抜粋）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から3級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症